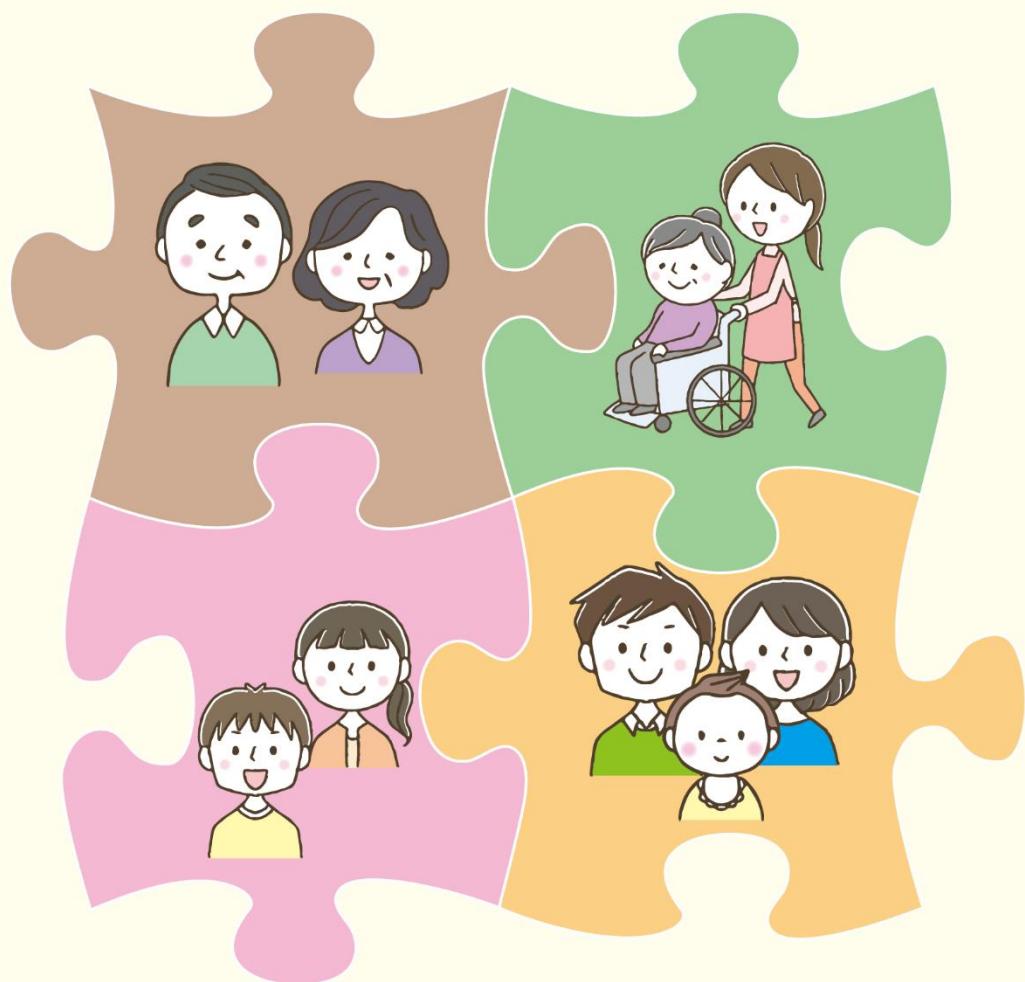


# 第2次蟹江町 地域福祉計画。 地域福祉活動計画

令和2年度～令和7年度  
(2020) (2025)



蟹江町  
蟹江町社会福祉協議会

# 地域福祉とは？

「地域福祉」とは、地域で生活するすべての人が安心して生活できる地域をつくることを意味しています。安心して生活できる地域とは、困りごと等があっても地域で役割を持ちながらお互いにささえあい、助け合って課題を解決できる地域です。地域の課題の解決に取り組むしくみを地域のみんなが協力して作っていくことが大切です。

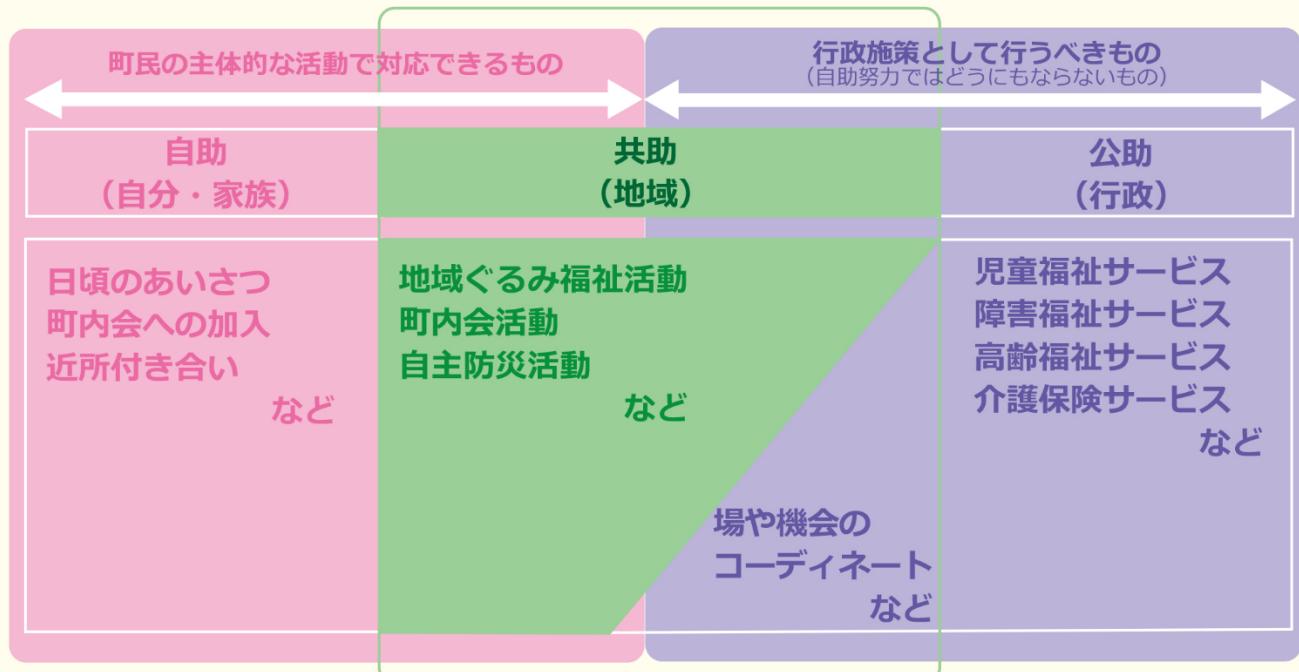


## 地域福祉を進めるために！

地域福祉の推進には、**公的な福祉サービスによる支援（公助）**だけでなく、**自分でできることは自分でできること（自助）**、**近隣の住民や地域の人々が協力して問題解決に取り組むこと（共助）**をあわせて進めていくことが必要です。

そのため、“支援する側”と“支援される側”的いずれかに属するという考え方ではなく、困った時や必要な時には支援を受け、支援できる時には支援する側に回るという考え方方が大切です。

地域住民と行政・社協の相互協力（協働）の領域



# つながりあい 幸せを実感できるまち かにえ

地域福祉は、地域で生活するすべての人が安心して生活できるまちを実現することをめざすものです。地域の人々がつながりを深め、幸せを実感できるまちをめざしていくことが、この計画の基本理念です。

## 4つの目標！

### 1 地域福祉を進める意識を高める

地域福祉の推進には、地域住民一人ひとりの意識の向上が必要です。多世代交流や福祉教育の充実、各種啓発活動等を通じて、地域福祉を進める住民の意識を高めます。



### 3 地域福祉の担い手を育てる

地域福祉の担い手は、地域住民をはじめ、社会福祉を目的とする事業の経営者や活動者など、多岐にわたります。地域の課題や解決策を話し合う場やボランティア活動などに参加する人を育てます。



### 2 地域福祉を進めるしくみをつくる

地域福祉を進めるためには、地域での取り組みを主体的に進める組織等のしくみが必要です。全町だけでなく、小学校区や町内会などの地域福祉を進める組織体制を整備します。



### 4 安心して生活できる地域の環境をつくる

地域での生活が、安心できるものとなるような環境づくりが必要です。高齢者や障害者などの権利擁護、生活困窮者対策、防災・防犯対策など、様々な支援策の充実を図ります。



各目標の内容は、P4、P5に記載しています。

# 4つの基本目標と施策の展開



## 1

### 地域福祉を進める意識を高める

施策の  
方向

多世代交流の機会  
を充実します。

ボランティア体験  
等の福祉教育を充  
実します。

地域共生社会の実  
現に向けた理解を  
促します。

わたしの  
取り組み

- あいさつや声かけ  
をしよう
- 地域の行事やイベ  
ントに積極的に参  
加しよう

- ボランティア活動な  
どに積極的に参加し  
よう
- 福祉について積極的  
に学び、まわりと共  
有しよう

- 地域共生社会につ  
いて積極的に学ぼ  
う
- 地域共生社会の実  
現のための活動に  
参加しよう

地域の  
取り組み

- 住民が参加しやす  
い交流活動を推進  
しよう

- ボランティア講座等  
への参加を呼びかけ  
よう
- 地域の皆で連携して  
地域福祉を進めよう

- 地域共生社会を皆  
で考える機会をつ  
くろう



## 2

### 地域福祉を進めるしくみをつくる

施策の  
方向

地域福祉推進体  
制を整備します。

地域における  
コーディネート  
機能を強化しま  
す。

身近なところで  
相談できる体制  
をつくります。

地域包括ケアシ  
ステムの実現を  
めざします。

わたしの  
取り組み

- 地域福祉を推進す  
る地域の活動に関  
心を持とう
- 地域福祉を推進す  
る地域の活動に参  
加しよう

- 地域で困っている  
人に気づけるよう  
目を向けよう
- どのように支援に  
つなげるのかを知  
ろう

- 相談窓口を知り、  
積極的に活用し  
よう
- 困っている人が  
いたら、相談窓  
口を教えよう

地域の  
取り組み

- 地域福祉推進体制  
づくりに協力しよ  
う
- 地域福祉を推進す  
る人材を育てよう

- 生活支援コーディ  
ネーター等と協力  
しよう

- 民生委員・児童  
委員と町内会との  
連携を強化し  
よう

- 医療機関や介護  
サービス事業者  
との連携を強化  
し、情報交換し  
よう



## 3 地域福祉の担い手を育てる

施策の  
方向

意見交換を行う  
地域懇談会を定期的に実施します。

ボランティア活動に参加しやすい環境をつくります。

地域福祉を推進する人材を育てます。

地域活動を支援します。

わたしの  
取り組み

- 意見交換の機会には積極的に参加しよう
- 自分にかかわる問題として地域福祉を考えよう

- ボランティアセンターに登録しよう
- ボランティアグループとの接点を持とう

- ボランティア活動に関心を持つう
- ボランティアに参加してみよう

- 地域のサロン等に参加し、交流しよう
- 民生委員・児童委員について理解を深めよう
- サロン等の情報を伝え、参加者を拡大しよう
- 多様な活動組織と連携しよう

地域の  
取り組み

- 意見交換の機会を活かそう
- 地域が主体となって住民の意見を聞く取り組みを進めよう

- ボランティアセンターを活用してネットワークを拡げよう

- 多様な形でボランティア活動に参加できる機会づくりをしよう
- ボランティアグループと連携しよう



## 4 安心して生活できる地域の環境をつくる

施策の  
方向

権利擁護を  
推進します。

必要な情報  
を提供しま  
す。

災害や犯罪  
から守る体  
制を強化し  
ます。

生活困窮者  
の自立を支  
援します。

地域活動に  
参加できる  
機会をつく  
ります。

わたしの  
取り組み

- 成年後見制度を知ろう
- 身近に必要な人がいる場合は相談窓口につなげよう

- 町や社協の情報に关心を持つう
- まわりの人に伝えよう

- 日頃から防災、防犯の情報交換をしよう
- 自分でできる備えや対策をしよう

- 課題を抱えている人は自分で抱え込まず相談しよう

- 日頃からあいさつをしよう
- 地域活動への参加に関心をもとう

地域の  
取り組み

- 身近に必要な人がいる場合は相談窓口につなげよう

- 地域の課題解決に役立つ情報を共有して活用しよう

- 地域の要支援者を把握しておこう

- 地域に必要な人がいる場合は相談窓口につなげよう

- 地域ぐるみであいさつをしよう
- 転入者の地域参加のきっかけをつくろう

# 重点的な取り組み



## 1 多世代交流の推進

蟹江町多世代交流施設「泉人」を拠点として、様々な多世代交流の取り組みを進めます。

地域住民をはじめ、団体や企業、社会福祉協議会及び町が連携し、多世代交流の場となるイベント等を実施するなど、多様な取り組みを実施します。



蟹江町多世代交流施設「泉人」



多世代交流イベントの様子



## 2 地域福祉推進体制の整備 地域におけるコーディネート機能の強化

地域福祉を推進する体制を整備します。

町全体（第1層）については、生活支援体制整備事業により設置した「協議体」を中心に展開し、中学校区単位（第2層）も含めて生活支援コーディネーターが様々な資源の開発などを行っていきます。

小学校区単位（第3層）については、3に記載した「意見交換の機会づくり」としての住民懇談会を中心に展開し、町内会単位（第4層）も含めてコミュニティソーシャルワーカーと協働して地域福祉を進めていく体制を整備します。





### 3 意見交換の機会づくり

町及び社会福祉協議会が中心となり、小学校区（第3層）単位での住民参加型会議「地域福祉懇談会」を定期的に開催し、地域住民との意見交換を行います。

意見交換の機会は、地域の課題を行政に伝えるというだけでなく、地域の課題を自分たちで考えるというプロセスでもあり、地域の課題の顕在化と解決につながる取り組みになると考えています。



### 4 権利を守る支援策の充実

権利を守る支援のしくみとして、成年後見制度があります。

成年後見制度は、精神上の障害により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことにより、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護することを目的とする制度です。

高齢者や障害者の権利を守る支援の充実を重点的な取り組みとして位置づけ、この制度の利用を促進します。

#### ①権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

成年後見制度を必要とする人が適切に利用できるよう、権利擁護支援の地域連携根とワークの構築を進めます。

- 本人を「チーム」として支える体制づくり
- 地域における「協議会」等の体制づくり

#### ③既存の地域資源との連携

高齢者や障害者の権利擁護に取り組む既存の地域資源との連携を強化します。

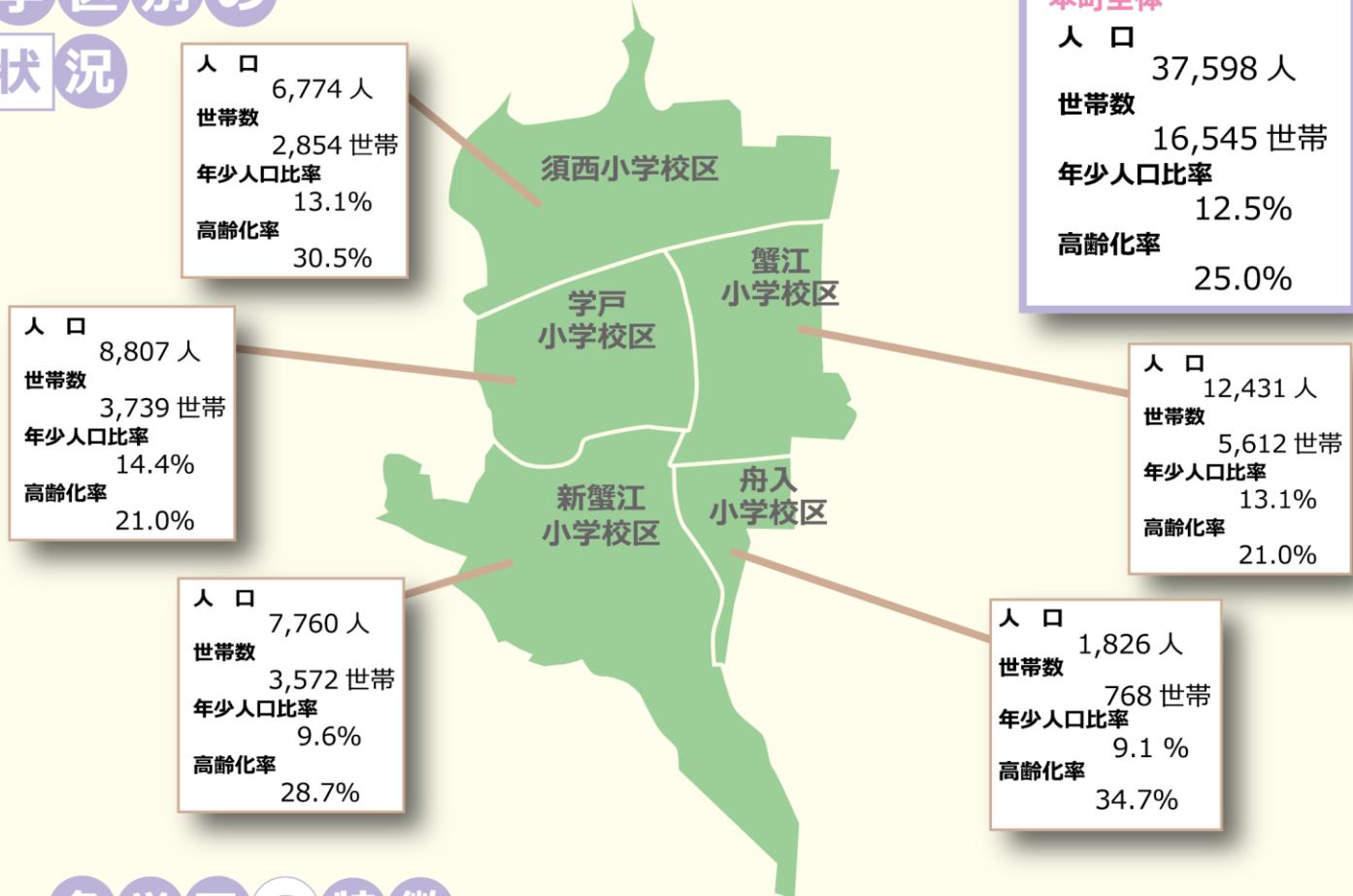
#### ②地域連携ネットワークの中核機関の設置

「チーム」や「協議会」による支援を円滑化し、連携・協力を進めるための「中核機関」を設置します。

#### ④成年後見制度の利用助成

成年後見制度利用支援事業を周知し、利用を促進します。

# 学区別の状況



## 各学区の特徴

住民アンケートや地域福祉懇談会等の意見をもとに、主な特徴をまとめました。

### 蟹江小学校区

- 小さな単位でのコミュニティは活発に活動しています。今後は、コミュニティの隙間にある人たちを支えるネットワークづくりを進めていきたい。

### 舟入小学校区

- 地域としてのまとまりが強く、地域で支え合う形はできています。高齢化率が高いため、今後は新しい活動や取り組みに若い世代を巻き込んでいきたい。

### 須西小学校区

- 歴史的な祭りを中心に地域がまとまっています。交通や買い物の便が悪い地域も一部あるため、今後は地域の課題を話し合う場を増やしていきたい。

### 新蟹江小学校区

- 地域の課題に向き合い、活動されている人が多い地域です。今後は、後継者を育成し、いかにして活動を発展させていくのかを考えていきたい。

### 学戸小学校区

- 年少人口比率が高く、若い世代が多い地域です。今後は、つどいの場の充実や住民どうしの声かけなど、コミュニケーションを積極的にとっていきたい。

## 第2次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和2年度（2020）～令和7年度（2025）

発行日 令和2年3月

蟹江町 住民課

〒497-8601

愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地  
TEL 0567(95) 1111

社会福祉法人 蟹江町社会福祉協議会

〒497-0052

愛知県海部郡蟹江町大字西之森字海山326番地3  
TEL 0567(96) 2940